に相当する額であるときは、その期末残高に係る金銭消費貸借契約（提出会社が連結子会社との間又は連結子会社が提出会社若しくは他の連結子会社との間で締結しているものを除く。以下ｈにおいて同じ。）又は社債（提出会社が連結子会社に対して、又は連結子会社が提出会社若しくは他の連結子会社に対して発行しているものを除く。以下ｈにおいて同じ。）についての次に掲げる事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

［(a)・(b)　略］

［(34)～(37)　略］

(38)　株式の総数等

［ａ～ｈ　略］

ｉ　協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること（「１　株式等の状況」の「(3)　発行済株式総数、資本金等の推移」から「３　配当政策」までにおいて同じ。(58－３）ｇの規定により「５　従業員の状況等」の「(2)　従業員の状況」に(46)ａ(a)から(c)までに掲げる事項を記載する場合についても、同様とする。）。

ｊ　［略］

(39)　ストックオプション制度の内容

［ａ～ｅ　略］

ｆ　使用人等のみに対して新株予約権証券を付与する場合であって、ａからｄまでにより記載すべき事項を「５　従業員の状況等」の「(2)　従業員の状況」に記載しているときは、その旨を記載することによって、本項目におけるこれらの事項の記載を省略することができる。

［(40)～(45)　略］

(46)　役員・従業員株式所有制度の内容

ａ　提出会社の役員、使用人その他の従業員（定義府令第16条第１項第７号の２イ(1)に規定する対象従業員を含む。ｃ及び（58－３）ｇにおいて同じ。）又はこれらの者を対象とする持株会（以下(46)において「役員・従業員持株会」という。）に提出会社の株式を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該提出会社の株式の取得又は買い付けを行う信託その他の仕組みを利用した制度（以下(46)及び（58－３）ｇにおいて「役員・従業員株式所有制度」という。）を導入している場合には、次の(a)から(c)までに掲げる事項を具体的に記載すること。

［(a)～(c)　略］

ｂ　［略］

ｃ　使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度を導入している場合であって、ａ(a)から(c)までに掲げる事項を「５　従業員の状況等」の「(2)　従業員の状況」に記載しているときは、その旨を記載することによって、本項目におけるこれらの事項の記載を省略することができる。

［(47)～(58)　略］

（58－２）　人材戦略に関する基本方針等

ａ　連結会社の人材戦略を連結会社の経営方針・経営戦略等に関連付けて、具体的に記載すること。

に相当する額であるときは、その期末残高に係る金銭消費貸借契約又は社債についての次に掲げる事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

［(a)・(b)　同左］

［(34)～(37)　同左］

(38)　［同左］

［ａ～ｈ　同左］

ｉ　協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること（「１　株式等の状況」の「(3)　発行済株式総数、資本金等の推移」から「３　配当政策」までにおいて同じ。）。

ｊ　［同左］

(39)　［同左］

［ａ～ｅ　同左］

［加える。］

［(40)～(45)　同左］

(46)　［同左］

ａ　提出会社の役員、使用人その他の従業員（定義府令第16条第１項第７号の２イ(1)に規定する対象従業員を含む。）又はこれらの者を対象とする持株会（以下(46)において「役員・従業員持株会」という。）に提出会社の株式を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該提出会社の株式の取得又は買い付けを行う信託その他の仕組みを利用した制度（以下(46)において「役員・従業員株式所有制度」という。）を導入している場合には、次の(a)から(c)までに掲げる事項を具体的に記載すること。

［(a)～(c)　同左］

ｂ　［同左］

［加える。］

［(47)～(58)　同左］

［加える。］